

平成 25 年 2 月 5 日

そのネットショッピング、本当に大丈夫？
～模倣品の販売が確認された海外ウェブサイトを発表します～

消費者庁では平成 23 年 11 月 1 日より、「越境取引に関する消費者相談の国際連携の在り方に関する実証調査」の一環として、「消費者庁越境消費者センター（CCJ）」を開設し、海外ショッピングでトラブルに遭われた消費者の皆様から相談を受け付けています。

CCJでは、開設以来 2,535 件の相談を受け付けていますが、中でも多くを占めるものが、「インターネットで有名ブランドの商品を購入し手元に届いたが、真正品でないと思う」といった有名ブランドの模倣品に関する相談です。（838 件：平成 25 年 1 月末時点）

特に、海外の事業者が日本の消費者向けに運営しているウェブサイトでのトラブルが目立っています。

このようなトラブルの場合、消費者が商品代金を支払った後に、販売したウェブサイトの運営者と連絡が取れなくなるケースが圧倒的であり、CCJがトラブル解決支援を試みても、商品の交換や返金を求めることはほぼ不可能な状態にあります。

このため、消費者庁では、模倣品に関する消費者トラブルの未然防止及び被害拡大防止を目的として、CCJに寄せられた相談のうち、模倣品の販売が確認された（又は強く疑われる）海外ウェブサイトに関する情報を消費者庁のホームページ上で公表し、消費者の皆様にご注意を呼び掛けます。（情報は定期的に更新されます）

模倣品を輸入する行為は、『消費者が模倣品であることを認識していなかった場合』や『商用でなく個人利用目的である場合』であっても、消費者の皆様自身が、商標権侵害に問われる可能性があります。

模倣品の販売が確認された（又は強く疑われる）海外ウェブサイトからの商品の購入は控えてください。

なお、消費者庁では、平成24年4月11日付で「インターネットを通じた海外ショッピング時のトラブルと注意すべき5つのポイント」を公表していますので、そちらも参考にしてください。

本プレスリリースに関する問合せ先
消費者庁消費者政策課
石上、水間、山崎
TEL：03(3507)9188
FAX：03(3507)9287